

議案第59号

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(8) 第2条第2項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者で第10条第8項に規定する要件を欠くもの

第10条第8項を次のように改める。

8 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

この条例中第10条第8項の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保するため、所要の改正をしようとするものである。